

平成20年度補正予算

一般会計

賛成多数で可決 (賛成10:反対5)

2億9,400万円増で総額98億5,900万円となる

特別会計

- ・国民健康保険……2,300万円増 総額46億2,500万円 全員賛成
- ・老人保険……1億1,200万円増 総額5億1,000万円 全員賛成
- ・後期高齢者医療……40万8千円増 総額3億7,700万円 賛成多数 (10:5)
- ・水道事業……82万9千円増 総額8億6,400万円 全員賛成

主な一般会計補正

● **選挙投票管理システム 413万円**

・導入することで140万円程度の削減ができる

● **志免10号線道路改良工事 800万円**

・大的地区(西念寺付近)の道路の安全対策

● **脱水汚泥処理委託料 833万円**

・桜丘下水処理の汚泥処理業者の変更のため



▲去年購入した吉原農区の農機具

● **農業機械共同利用組合補助金**

156万円

・南里農区の農機具購入費用の3割を補助

主な議案審査

条例は町の憲法です

地方議会議員の「新たな位置」のため自治法が改正に

議会と議員の身分を確立するという意味で地方自治法の見直しが検討されており、その一部が今回改正された。
内容は議会活動の範囲の明確化(常日頃が議員活動)と議員は任命職である職員とは異なる公選職(直接選挙によって就任)という身分が明確化され、「報酬」も「議員報酬」と改められた。今後さらに改正が行なわれる予定である。

志免町議会会議規則の改正

全員協議会(議案の審査や議会運営に関し協議・調整を行う場)を議会活動とする。

全員賛成

議員の報酬および費用弁償等に関する条例の改正

改正の主な内容は、報酬を議員報酬に改める。

賛成多数(賛成14・反対1)

監査委員条例の改正

地方公共団体の財政の健全化判断比率等を監査委員の審査に付託されることになった。

全員賛成

職員の給与に関する条例の改正

これまで慣例で職員の給与から、生命保険・損害保険の保険料や職員団体の組合費・会費・積立貯金など控除していたものを条例化した。

全員賛成

北筑衛生施設組合規約の改正

「北筑衛生施設組合」から「北筑昇華苑組合」と名称を改める。

「組合立古賀葬祭場」を「葬祭場」に改める。

全員賛成

報告

財政の健全化に関する法律の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告があった。

(単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
— (13.99)	— (18.99)	9.9 (25.0)	35.3 (350.0)	— (20.0)

1. 実質赤字額、連結赤字額、及び資金不足は発生していないため、それぞれの比率は「—」で記載している。
2. () 内の数値は、早期健全化基準を記載。資金不足比率のみ経営健全化基準。
・早期健全化基準を越えると、財政健全化計画をたてなければならない。
・経営健全化基準を越えると、経営健全化計画をたてなければならない。